

# 第 2 8 7 回 鳥 取 県 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会

## 議 事 次 第

日時：令和 4 年 1 2 月 5 日（月）午後 3 時から

場所：倉吉シティホテル 3 F カサブランカ

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名人の指名

4 議 事

（協議事項）

（1）漁業権一斉切替えに係る免許方針について【資料 1】

（諮問事項）

（2）千代川漁業協同組合内共第 1 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の  
変更の認可について【資料 2】

（3）その他

5 そ の 他

6 閉 会

## 第287回鳥取県内水面漁場管理委員会出席者名簿

(任期：令和3年1月1日～令和6年12月31日)

### <委員会>

区分	氏名	所属等	備考
漁業者代表 (3名)	てらさき けんいち 寺崎 健一	千代川漁業協同組合 代表理事組合長	会長職務 代理
	じくはら よしお 竺原 吉男	天神川漁業協同組合 理事	
	きぬみ やすたか 絹見 康孝	東郷湖漁業協同組合 副組合長	
遊漁者代表 (2名)	あんどう しげとし 安藤 重敏	国土交通省環境アドバイザー	会長
	みたに るみ 三谷 るみ	社会福祉法人あすなろ会 介護職員	
学識経験 (3名)	おおたに みちこ 大谷 道子	日野川水系漁業協同組合 職員	
	やまさき ひろこ 山崎 寛子	株式会社荒谷建設コンサルタント 職員	
	よしだ ゆかり 吉田 由歌理	公益財団法人鳥取県栽培漁業協会 非常勤職員	

### <鳥取県>

所属	職名	氏名
鳥取県農林水産部水産振興局	局長	國米 洋一
鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課漁業調整担当	係長	本田 夏海
鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課漁業調整担当	水産技師	西田 智亮
鳥取県栽培漁業センター増殖推進室	室長	清家 裕

### <委員会事務局>

役職	氏名	備考
事務局長	氏 良介	鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課 課長
次長	松田 成史	鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課 課長補佐
書記	橋本 和輝	鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課 主事

令和4年12月  
鳥取県漁業調整課

## 鳥取県内水面漁業権免許方針（素案）

令和5年9月に予定されている内水面漁業権の一斉切替えに伴う内水面漁場計画の作成は、「海区漁場計画の作成等について（令和4年4月14日付4水管第57号水産庁長官通知）」、「改正漁業法に基づく海面利用制度の運用について（令和2年6月30日付2水管第499号水産庁長官通知。以下「海面利用ガイドライン」という。）」に定めるもののほか、この方針の定めるところにより行う。

## 1 基本的な考え方

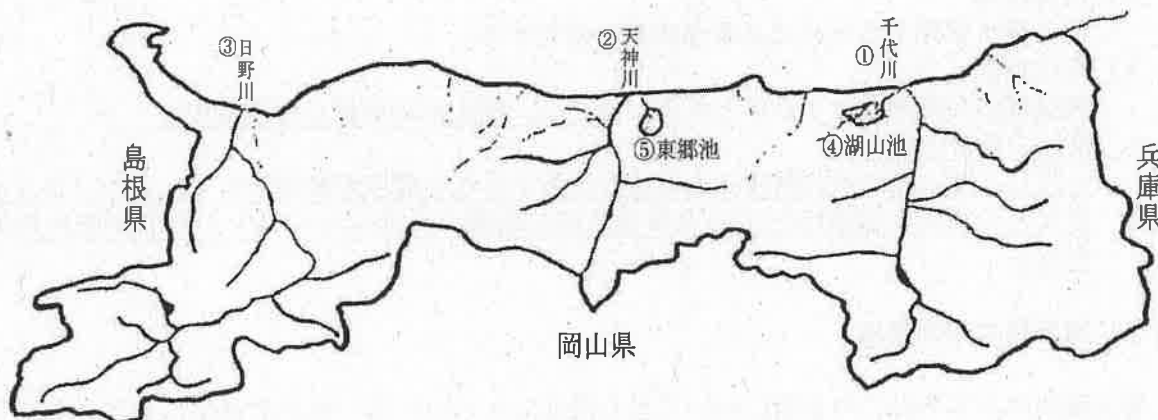
本県内水面における漁業生産力を発展させるため、水面の総合的な利用を推進し、水産資源の持続的な利用を確保し、内水面全体が最大限に活用される内水面漁場計画を作成する。

それぞれの漁業権が、内水面全体の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないよう設定し、現に存する漁業権については、漁場を適切かつ有効に活用している漁業者の利用を確保することを優先し、現に漁業権が存しない水面について新たに漁業を免許する場合は、操業に支障なく、紛争の防止が図られることを十分に確保する。

なお、適切かつ有効に活用されている活用漁業権については、海面利用ガイドライン等に従い、類似漁業権（当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権）を設定する。

## 【現在の鳥取県における内水面漁業権の免許内容】

- (1) 期間 平成25年9月1日（湖山池は平成30年9月1日）から令和5年8月31日まで  
(2) 漁業権区域



## (3) 漁業権の内容

河川名等	免許番号	漁業権の種類	漁業の種類（※）	漁業権者（漁協）
①千代川	内共第1号	第5種共同	アユ、ヤマメ、イナ、アマゴ、ニジマス、コイ	千代川漁協
②天神川	内共第2号	第5種共同	アユ、ヤマメ、イナ、アマゴ、ニジマス、コイ	天神川漁協
③日野川	内共第3号	第5種共同	アユ、ヤマメ、イナ、アマゴ、ニジマス、コイ、ウナギ	日野川水系漁協
④湖山池	内共第4号	第1種共同 第5種共同	ジミ（ヤマトジミ） コイ、フナ、ウナギ、ワカサギ、シラウオ、エビ	湖山池漁協
⑤東郷湖	内共第5号	第1種共同 第5種共同	ジミ（ヤマトジミ）、ゴカイ コイ、フナ、ウナギ、ワカサギ、シラウオ、エビ、ボラ、スズキ	東郷湖漁協

（※）ヤマメにはサクラマスを含む。アマゴにはサツマスを含む。

## 2 漁業種類別の免許方針

### (1) 第一種共同漁業権

第一種共同漁業権は、藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業であり、組合による漁場管理がなされ、その漁業権の関係地区の漁業者が共同して漁場を利用するもので、漁業協同組合に免許される。第一種共同漁業はその前提として、漁業関係者による漁場及び資源の自治的かつ自主的な管理を特に必要とするものであり、これらに対する漁業関係者の意欲を重視し、対象水産動植物を選定する。

免許を受けた漁業協同組合が適切に漁場及び資源を管理することによって、漁場秩序の維持、水面の有効活用及び漁業生産力の維持増大を図るものについて免許する。

#### 1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置及び区域は、現行免許どおりとする。

(現行の漁場の位置は、定着性の水産動植物を対象とした漁業が盛んな水面として、湖山池及び東郷湖を設定。)

(現行の区域は、水産動植物の生息状況、第五種共同漁業権に係る増殖の実態を勘案して、漁業権の行使に必要な区域を設定。)

イ 漁場区域について、緯度経度による表記を行う。

#### 2) 漁業の種類 (対象水産動植物)

漁業生産上重要であり、漁業関係者による漁場及び資源の自治的かつ自主的な管理がなされている魚種について設定する。

ア 既存の対象水産動植物の考え方

利用している対象水産動植物は、引き続き設定する。

利用していない対象水産動植物は、利用できるほどの資源がない等の利用していないことの合理的な理由があること、利用できる状況になれば利用する意欲がある場合は、引き続き設定する。

利用がなく、かつ、利用の見込みがない対象水産動植物については削除を検討する。

イ 新規の対象水産動植物の考え方

漁業生産において重要な水産動植物について設定する。

#### 3) 漁業時期

漁業権を管理するために必要な時期を設定する。

#### 4) 存続期間

漁業権の存続期間は10年とする。ただし、湖山池の取扱いは調査中。

(前回の免許方針)

ただし、湖山池は水門開放による塩分濃度上昇など環境変動が大きく、こい、ふな、わかさぎなどの淡水を繁殖域とする漁業権魚種の増殖が見通せないことから5年間の短期免許とする。

### (2) 第五種共同漁業権

第五種共同漁業権は、内水面において営む漁業であって、第一種共同漁業に該当しないもので漁業協同組合に免許される。第五種共同漁業の免許には、法第168条の規定により、当該内水面が増殖に適していること及び免許を受けた者が増殖を行うことが必要である。これは、内水面が一般に、海面と比べ自然的豊度が低く、立地条件等から水産動植物の採捕が容易なため、多数の採捕者による乱獲により資源が枯渇するおそれがあるに大きいこと、そこを生業の場とする漁業者の数が少なく、また、主に兼業として営んでいる者が多く、漁業組合の組合員以外の採捕者(遊漁者等)も多いという公共的性格が強いことから、この公共的性格と第五種漁業権という私権の設定との調和のため、免許を受けた組合に対し、増殖と適切な漁場の管理の義務を課し、内水面の資源の維持増大及び有効利用による内水面の資源的価値を高めることとしているものであることによる。

また、県知事が認可する遊漁規則によらなければ遊漁を制限してはならないこととして組合員と遊漁者等との調整を図るものである。

免許を受けた漁業協同組合が適切に漁場及び資源を管理することによって、漁業者、採捕者、遊漁者及び地域住民による利用の調和などの漁場秩序の維持、水面の有効活用及び内水面の資源の維持増大による漁業生産力の維持増大を図り、もって、内水面の資源的価値を高めるものについて免許する。

1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置及び区域は、現行免許どおりとする。

(現行の漁場の位置は、増殖に適している水面を対象として、千代川、天神川、日野川の3河川及び湖山池、東郷湖の2湖沼に「一河川(湖沼)一漁業権」で設定。)

(現行の区域は、水産動植物の生息状況、増殖の実態を勘案して、漁業権の行使に必要な区域を設定。)

イ 漁場区域について、緯度経度による表記を行う。

2) 漁業の種類(対象水産動植物)

漁業生産上重要であり、かつ増殖行為が行われ、採捕者が多数いることから資源保護の必要性が高い魚種を設定する。

ア 既存の対象水産動植物の考え方

利用し、適切な増殖行為が行われている対象水産動植物は、引き続き設定する。

利用していない対象水産動植物は、利用できるほどの資源がない等の利用していないことの合理的な理由があること、利用できる状況になれば利用する意欲がある場合は、引き続き設定する。

利用がなく、かつ、利用の見込みがない対象水産動植物については削除を検討する。

適切な増殖行為を怠っており、かつ、行う見込みがない対象水産動植物は、削除する。

(ただし、こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止の観点からこいの放流・移植に当たり都道府県水産試験場等の公的試験研究機関に安全の確認を得たうえで行う必要があり、増殖を行う意思があっても、実際に増殖行為を行うことができないこととなることから、漁業権者の責めに帰することができないため、当分の間、「免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っている」とは認めない。)

イ 新規の対象水産動植物の考え方

漁業生産において重要な水産動植物について設定する。

なお、水産分野において産業上重要であるが適切な管理が必要となる外来種であるニジマス、ブラウントラウト及びレクトラウト(水産分野における産業管理外来種)については、その分布域の拡大を招く可能性のある利用につながるような第五種共同漁業の新たな免許(既存の漁業権漁場において第五種共同漁業の対象魚種として追加する場合を含む。)は行わないこととする。

3) 漁業時期

漁業権を管理するために必要な時期を設定する。

4) 存続期間

漁業権の存続期間は10年とする。ただし、湖山池の取扱いは調査中。

(前回の免許方針)

ただし、湖山池は水門開放による塩分濃度上昇など環境変動が大きく、こい、ふな、わかさぎなどの淡水を繁殖域とする漁業権魚種の増殖が見通せないことから5年間の短期免許とする。

5) その他

生態系を保全するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が定める増殖目標量を原則とすることを免許の制限又は条件とする。

## 内水面漁業権に係る利用の状況及び各漁協の要望等

### 1 対象水産動植物の考え方（免許方針 素案より）

- 第一種共同漁業権  
漁業生産上重要であり、漁業関係者による漁場及び資源の自治的かつ自主的な管理がなされている魚種について設定する。
- 第五種共同漁業権  
漁業生産上重要であり、かつ増殖行為が行われ、採捕者が多数いることから資源保護の必要性が高い魚種を設定する。

### 2 既存漁業権対象魚種

#### (1) 第一種共同漁業権

漁場	魚種	利用の状況	対応案
湖山池 東郷湖	しじみ (やまとしじみ)	両湖沼ともに漁業生産上、重要魚種となっている。漁協も生産量増加のための努力を行っているほか、採捕制限等に取り組む。	免許
東郷湖	ごかい	近年、市場ニーズが低くなり、出荷実態がない状況が続いている。	免許しない

#### (2) 第五種共同漁業

漁場	魚種	利用及び増殖行為の状況	対応案
湖山池 東郷湖	こい	利用実態があり、遊漁者もいる。現在、増殖は行っていないが、KHVのため要しないとの水産庁指針あり。	免許
	ふな うなぎ	利用実態があり、遊漁者もおおり、増殖も実施。	免許
	わかさぎ	資源が不安定なため近年利用には至っていないが、資源が安定すれば利用する見込みがある。増殖行為としては産卵場造成を実施。湖山池では種苗放流も計画はするが適時に種苗確保が困難なため、現在、放流には至っていない。	
	しらうお	湖山池：資源が不安定なため近年利用には至っていないが、資源が安定すれば利用する見込みがある。増殖行為としては産卵場造成を実施。 東郷湖：利用実態があり、遊漁者も多く、増殖行為として産卵場造成を実施。	
	えび	利用実態があり、遊漁者もおおり、増殖行為として産卵場造成を実施。	
	東郷湖	ぼら すずき	利用実態があり、遊漁者もおおり、増殖行為として遡上支援を実施。
千代川 天神川 日野川		あゆ	利用実態があり、遊漁者もおおり、増殖も実施。
	やまめ (さくらますを含む。)		
	いわな	利用実態があり、遊漁者もおおり、増殖も実施。 (日野川は産卵場造成のみ。天神川は放流に加え産卵場造成を実施。)	
	あまご (さつきますを含む。)	利用実態があり、遊漁者もいるが、山陰在来の魚種ではないため増殖行為なし。 ただし、やまめやいわななどの交雑種もみられ、漁協からは継続希望あり。	継続設定を希望する漁協については、増殖行為について確認した上で免許
	にじます	利用実態があり、遊漁者もいるが、水産分野における産業管理外来種であり増殖行為なし。	
	こい	利用実態があり、遊漁者もいる。現在、増殖は行っていないが、KHVのため要しないとの水産庁指針あり。	免許
日野川	うなぎ	利用実態があり、遊漁者もおおり、増殖も実施。	免許

### 3 各漁協からの要望

漁場	項目	要望の理由	対応案
湖山池	ぼら及びすずきの再免許	遊漁者が増加。網漁具に絡まるなどして漁業に影響が出ているため、採捕者の一定の管理が必要。	漁業実態、増殖の方法、遊漁者との利用調整の方法について調査し対応を検討する。
	10年免許を希望	汽水化により懸念されていた、こい、ふな、わかさぎなどの淡水を繁殖域とする漁業権魚種の資源も継続して確認されており、通常免許への支障はないものと思われる。	湖内環境が安定し増殖に適しているかどうかを調査し対応を検討する。ただし、ぼら、すずきを再免許する場合は短期免許を検討する。
千代川	ブラウントラウトの新規要望	外来種であるが、今後遊漁者が増える可能性あり。	免許しない (水産分野における産業管理外来種である。)

令和 5 年 9 月 漁業権切替に係るスケジュール（予定）

時期	項目	備考
R4. 11 月 ～R5. 3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○漁協要望調査（～R4. 11）</li> <li>●<u>漁業権免許方針素案の協議</u> →意見踏まえ修正</li> <li>○漁場計画素案作成</li> <li>●<u>漁場計画素案協議</u> →意見踏まえ修正</li> <li>○関係者・関係機関との調整（利害関係人の意見聴取含む）・結果の公表 (法第 67 条で準用する法第 64 条第 1 項、第 2 項)</li> <li>●<u>漁場計画素案の協議（必要に応じて）</u> →意見踏まえ修正</li> <li>○漁場計画案の作成 (法第 67 条で準用する法第 64 条第 3 項)</li> <li>●<u>漁場計画案の諮問</u> (法第 67 条で準用する法第 64 条第 4 項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村説明会の開催</li> <li>・漁協との協議</li> <li>・パブリックコメント</li> <li>・漁協事務手続説明会</li> </ul>
R5. 4 月 ～8 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公聴会開催（委員会主催）</li> <li>●漁場計画案の答申</li> </ul> <p style="margin-left: 150px;">(法第 67 条で準用する 法第 64 条第 5 項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○漁場計画の作成及び公表、漁業の免許予定日及び申請期間の公示 (法第 67 条で準用する法第 64 条第 6 項) ※ R5. 5. 31 期限（免許予定日は公示の日から起算して三月を経過した以後の日としなければならない：法第 67 条で準用する法第 64 条第 7 項）</li> <li>○漁業権免許申請期間</li> <li>●免許者の適格性等の諮問・答申 (法第 67 条で準用する法第 97 条)</li> <li>●遊漁規則の認可申請に係る諮問・答申 (法 170 条第 4 項)</li> <li>●増殖指針に係る協議（水産庁通知の技術的助言）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業権の取得のための総会（漁協）</li> </ul>
R5. 9. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○免許</li> <li>○漁業権行使規則の認可（法第 106 条第 7 項）</li> <li>○漁業権遊漁規則の認可（法第 170 条第 1 項）</li> </ul>	

●・・・内水面漁業調整委員会の開催



## このたびの漁業権の切替について（第 286 回委員会 R4. 5. 17 資料改編）

令和 5 年 9 月に予定されている漁業権の一斉切替えは、改正後の漁業法（以下「法」という）に基づき行われる初めての一斉切替え。

改正後の法では、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者の漁場利用を確保しながら、円滑な規模拡大や新規参入による生産性の向上や漁場の有効利用が図られるよう規定が整備。

漁場計画の樹立等にあたっての主な変更点は次のとおり。

（〇）改正漁業法の概要（図の中の「海面」「海区」は「内水面」に読み替えてください。）

### 第 1 海面利用制度等の趣旨

#### 改正漁業法

（目的）

第 1 条 この法律は、漁業が国民に対して水産物を供給する使命を有し、かつ、漁業者の秩序ある生産活動がその使命の実現に不可欠であることに鑑み、水産資源の保存及び管理のための措置並びに漁業の許可及び免許に関する制度その他の漁業生産に関する基本的制度を定めることにより、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。

#### 〇 ポイント

- ・ 人口減少社会を迎える中、利用度が低下している漁場も見られるようになり、**一層の海面の有効活用を図る必要がある。**
- ・ 今般の漁業法改正では、**漁業権等の海面利用に関する基本的制度を見直し、透明性を確保したプロセスの下で制度を運用できるようにした。**

#### ガイドライン（海面利用制度等の趣旨）

- ・ 人口減少社会を迎える中、沿岸水域においては、利用度が低下している漁場も見られるようになり、今後は、既存の漁場の円滑な利用の確保や新規の漁場の確保・有効活用を含め、**一層の海面の有効活用を図る必要。**
- ・ こうした状況に対応するためには、**漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業者の意見を聞いた上で、その利用を確保しつつ、協業や地域内外からの参入を含め、水面の総合的な利用を図ることが必要。**
- ・ 今般の漁業法の改正においては、漁業の免許をはじめとする海面利用に関する基本的制度を見直し、**透明性を確保したプロセスの下で制度を運用できるようにするもの。**

### 第 2 国及び都道府県の責務

#### （国及び都道府県の責務）

第 6 条 国及び都道府県は、漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行うとともに、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決を図るために必要な措置を講ずる責務を有する。

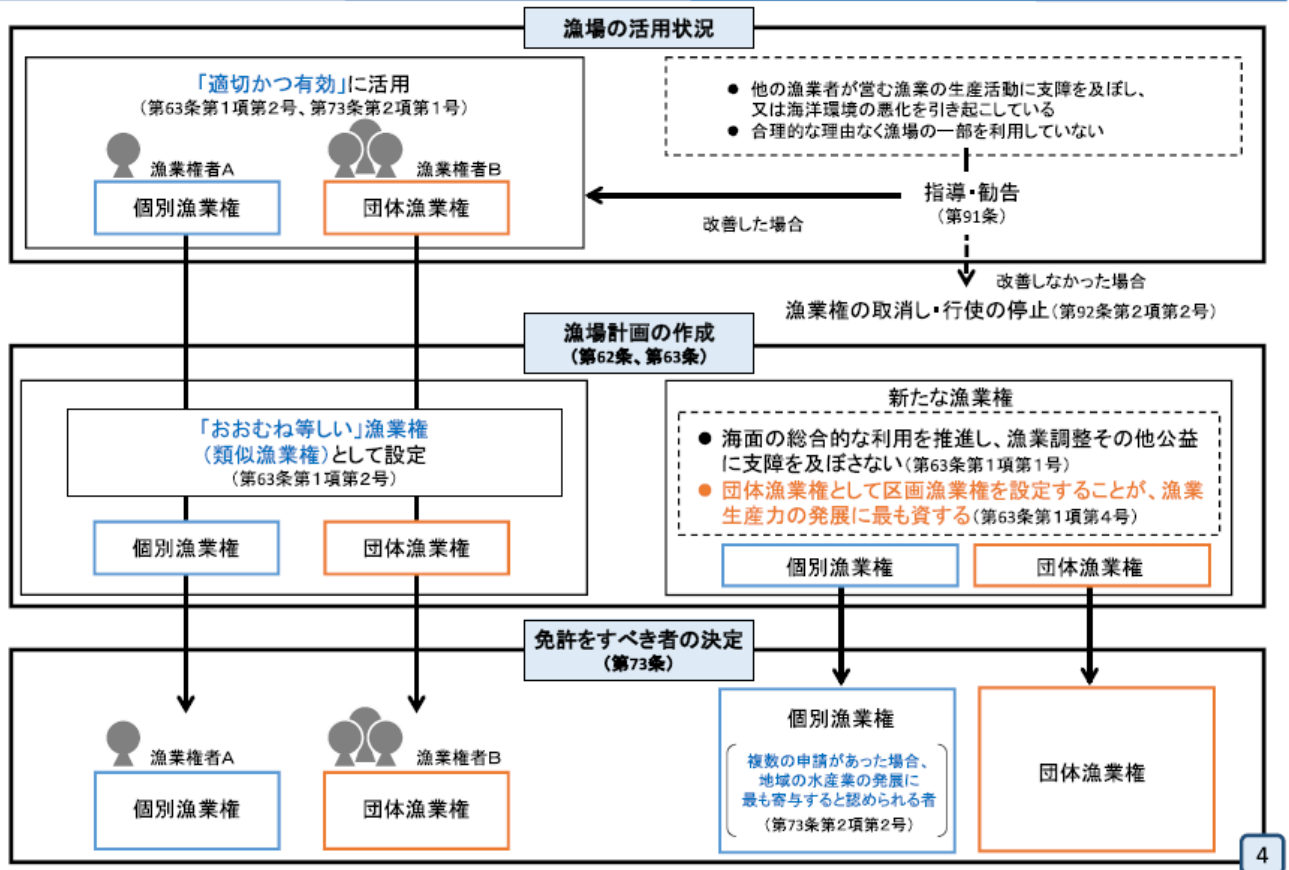
#### 〇 ポイント

- ・ 国及び都道府県が、水産資源の持続的な利用を確保しつつ、**客観性・公平性・透明性をもって紛争の防止及び解決を図る必要がある。**
- ・ **漁業生産力の発展に向け、国及び都道府県が積極的に対応することが重要である。**

#### ガイドライン（責務）

- ・ **国及び都道府県は、客観性・公平性・透明性に留意しつつ、関係者との十分な議論を行い、資源評価や漁獲データに基づく科学的な資源管理措置を積極的に取り入れていくとともに、当事者間の話し合いの場を設定し、論点を明らかにしながら協議を促進し、紛争の防止やその解決に責任をもって取り組むものとする。**

## (参考) 海区漁場計画の作成から漁業権の取得までの流れ



### (1) 内水面漁場計画の要件

#### ○ ポイント

- 漁場を適切かつ有効に活用している漁業者の利用を確保することを優先しつつ、水面の総合的な利用を推進し、漁業生産力を発展させるという観点から最も適切な海区漁場計画を作成する必要がある。
- 海区漁場計画の案を作成する段階から、漁業経営の改善や養殖経営の展開を図ろうとする者など積極的に海面を活用する意欲ある者の要望や、幅広い関係者の意見を聴取して水面の利用について調整することが重要である。

5

- 都道府県知事は、その管轄に属する内水面について、5年ごとに、内水面漁場計画を定めるものとされている (第67条第1項及び法第67条第2項で準用する法第62条第1項)。
- 内水面漁場計画は、それぞれの漁業権が内水面の総合的な利用の推進、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定され、また、活用漁業権があるときは、類似漁業権が計画に設定されていることを要件とする (法第67条第2項で準用する法第63条第1項第1号及び第2号)。

活用漁業権…適切かつ有効に活用されている漁業権

「適切かつ有効」に活用…漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況

「適切かつ有効」の判断…生産金額や生産数量、組合員行使者数に加え、漁業権又は組合員行使権の行使状況、漁業権に係る漁場の現況及び利用の状況、その漁場の周辺における漁場利用の状況、法令順守の状況等の事情を総合的に考慮する。

「適切」の判断基準…漁場利用が、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼしたり水域環境の悪化を引き起こしたりしていないことが必要。

「有効」の判断基準…漁場利用において、合理的な理由がないにも関わらず漁場の一部を利用していないといった状況が生じていないことが必要。

## 第3-2 海区漁場計画（適切かつ有効①）

### ガイドライン

- 「適切かつ有効」に活用とは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況をいう。
- 「適切かつ有効」に活用されているか否かについては、単に生産金額や生産数量、組合員行使権者数のみをもって判断することは適当ではなく、漁業権又は組合員行使権の行使状況、漁業権に係る漁場の現況及び利用の状況、その漁場の周辺における漁場利用の状況、法令遵守の状況等の事情を総合的に考慮することが適当と考えられる。

#### 【適切な判断基準の具体例】

- ①漁業関係法令を遵守している
- ②漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である
- ③漁場紛争が起きていない又は起きた場合でも漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる
- ④資源管理を適切に実施している
- ⑤漁場改善計画に基づく取組が行われている

#### 【有効の判断基準の具体例】

- ①操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している
- ②養殖密度等が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる

- 次の場合の「適切かつ有効」の判断に活用するチェックシート（P7参照）を別添として添付しており、都道府県はこれにより運用する。
  - ① 法第63条第1項第2号（海区漁場計画の要件等）
  - ② 法第73条第2項第1号（免許をすべき者の決定）
  - ③ 法第91条（指導及び勧告）
- 制度運用が適切に実施された上で、法第91条に基づく都道府県知事による指導又は勧告が行われなかった場合や、指導又は勧告を受けた後にそのことが改善された場合も、「適切かつ有効」に活用されているものと考えられる。
- 漁業関係以外を含め法令違反の態様が悪質である場合や、指導又は勧告を受けたにもかかわらず改善が見込まれない場合、一旦「適切かつ有効」に活用されていると判断されてもその後改善前の状況に戻った場合は、「適切かつ有効」に該当しない。

6

## 第3-2 海区漁場計画（適切かつ有効②）

### チェックシートの構成

法第63条第1項第2号に規定する適切かつ有効の判断に関する  
チェックシート

漁業権番号〇〇 漁業権者×× 年 月 日 部署及び担当者氏名△△

チェック項目 (※右参照)	合理的理由 の有無	該当する場合 に「✓」	判断の根拠
1 資源管理の状況等の報告			
(1) . . .	/		
(2) . . .			
2 適切な判断基準			
(1) . . .	/		
. . .			
(12) その他			
3 有効の判断基準			
(1) . . .			
. . .			
(5) その他			
4 評価	問題なし／問題あり		
判断理由			

(注) . . .

※ チェックの際の調査等は、漁業権者の過度な負担とならないように留意

#### (各チェック項目)

#### 1 資源管理の状況等の報告

- (1)漁業権の免許以降、法第90条第1項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている
- (2)前回の資源管理の状況等の報告以降の期間の資源管理の状況等について把握している

#### 2 適切な判断基準

- (1)漁業関係法令を遵守している
- (2)法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している
- (3)漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である
- (4)漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる
- (5)資源管理を適切に実施している
- (6)漁場改善計画に基づく取組が行われている（区画漁業権の場合）
- (7)漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない
- (8)通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない
- (9)過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない
- (10)漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない
- (11)甚大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている
- (12)その他

#### 3 有効の判断基準

- (1)操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している
- (2)養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる（区画漁業権の場合）
- (3)漁場の全てを利用している
- (4)漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている
- (5)その他

7

### 【活用漁業権の取扱】

- 活用漁業権ではないと判断された場合は、類似漁業権として内水面漁場計画には設定されず、水面の総合的な利用の観点から、当該漁場の取扱いについて検討する。
- この際、当該漁場に引き続き漁業権を設定する場合には、漁業権者は適切かつ有効に活用するよう努める責務があることも踏まえ、漁業権の内容の必要な見直しを行った上で、新規の漁業権として内水面漁場計画に設定する。

### (2) 類似漁業権

- 活用漁業権があるときは、法第67条第2項で準用する法第63条第1項第2号の規定に基づき、類似漁業権（当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権）が海区漁場計画に設定されていないならない。

#### 【考え方】

- 「おおむね等しい」とは、現に免許を受けている漁業者が、引き続き漁場を適切かつ有効に活用できるようにすることを想定。
- 「おおむね等しい」と認められるか否かは、活用漁業権に係る漁場の現況及び利用の状況、その漁場の周辺における漁場の利用の状況等を勘案して、現に免許を受けている漁業者が、従前と同様の漁業を営み得るかを実質的に判断する。この考え方に基づいて行われる漁業権の内容の調整は可能であるので、漁場の状況や利用実態等を踏まえ対応する。

### 【新規の漁業権の公示】

- 内水面漁場計画（計画の案を含む）を作成して公表する際、新規の漁業権（類似漁業権ではない漁業権として設定する漁業権）については、新規の漁業権である旨を明示した上で公表する。

### (3) 利害関係人の意見聴取

#### 【手続き】

- 利害関係人の意見聴取の手続きが新設（法第67条第2項で準用する法第64条第1項から第3項）
- 利害関係人の意見聴取を開始するに当たっては、閲覧が容易な都道府県ホームページに掲載するなどインターネットの利用その他適切な方法により公表する。
- 意見聴取の結果は、聴いた意見に県の検討（回答又は考え方）を併記して公表する。この対応については、行政手続法に基づく意見公募手続き（パブリックコメント）に準じて対応する。

#### 【検討】

- 提出された意見については、利害関係人に当たるかを確認した上で、その意見が法第67条第2項で準用する法第63条第1項の要件に該当するものか否か、新たな漁業権については法第67条第2項で準用する法第63条第2項の内水面全体の最大限の活用につながるものか否かにより検討する。

#### 【範囲】

- 利害関係人として意見を述べようとする際は、当該事案について利害関係のあることを疎明されていることが必要である。

### (4) 共同漁業権存続中の海区漁場計画の見直し

#### 【10年免許】

- 共同漁業権の存続期間が10年となっている一方で、内水面漁場計画は5年ごとに作成することとされているため、その際、存続期間中で切替えの時期でない共同漁業権が含まれることになる。
- しかし、その場合であっても、法第67条第2項で準用する法第63条の趣旨に則り、内水面の総合的な利用を推進するため、5年ごとに内水面漁場計画の作成に係る手続きとして、法第67条第2項で準用する法第64条の手続き（利害関係人の意見聴取）を行う必要がある。

### 【その他】漁業権漁場の緯度経度表示の原則化

- 漁業権の漁場の区域は、対応が困難な事情がある場合を除き、緯度経度による表記により定める。ただし、内水面における漁業権の漁場の区域は、堰堤や橋梁など緯度経度表示よりも基点による表記の方がわかりやすい場合も多いため、併記する方法のほか、実態に応じて柔軟に対応することでもよい。



# 漁業権者（漁協）の責務

漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるものとする  
(法第74条第1項)

漁業権者は、漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用状況等を都道府県知事に報告しなければならない

(法第90条第1項)。

都道府県知事は、漁業権者から報告を受けた事項について、内水面漁場管理委員会に対し報告をする

(法第90条第2項、第171条第4項)。

## 適切活用

- ・他の漁業生産活動に支障がない
- ・漁場環境を悪化させていない
- ・漁業関係法令を遵守している

## 有効活用

- ・理由もなく漁場の一部を利用して  
いないことがない

# 資源管理の状況等の報告

## 適切活用の判断事項

### 資源管理の状況

- ・漁業法、漁業権行使規則の遵守状況等
- ・漁場の資源維持、増殖等のために実施している取り組み

## 有効活用の判断事項

### 漁場の活用状況

- ・組合員行使権者数、操業日数
- ・漁業権漁業の漁獲量等

# 漁業権漁場活用報告書の役割

## 漁業権の免許の際の判断

### ① 漁場を適切・有効に活用している者に優先して免許

- ・免許の内容等「内水面漁場計画」の策定  
(漁場の位置、漁業種類等)
- ・漁業権の免許
  - ・適切かつ有効に活用している者に免許
  - ・新規漁場における競願時には地域の水産業の発展に寄与する者に免許

### ② 漁場の利用状況の把握・確認

- ・活用状況等の委員会への報告  
(1年に1回以上)
- ・適切・有効に活用していない者への措置  
(指導→勧告→取消又はその行使の停止の命令)

別紙3チェックシート  
(指導又は勧告)

(参考)

## 漁業権の免許状況

免許番号	漁業権者	1種											5種										
		しじみ	こかい	あゆ	やまめ	いわな	あまこ	こしほ	こし	ふな	うなぎ	わかさぎ	うり	えび	けり	あじ	あじ	あじ	あじ	あじ	あじ		
内共第1号	鳥取県鳥取市河原町長瀬34-5 千代川漁業協同組合			○	○	○	○	○	○														
内共第2号	鳥取県倉吉市西倉吉町7番地12 天神川漁業協同組合			○	○	○	○	○	○														
内共第3号	鳥取県米子市熊党323-1 日野川水系漁業協同組合			○	○	○	○	○	○														
内共第4号	鳥取県鳥取市湖山町南一丁目969-5 湖山池漁業協同組合	○								○	○	○	○	○	○								
内共第5号	鳥取県東伯郡湯梨浜町上浅津123-20 東郷湖漁業協同組合	○	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※「やまめ」には「さくらます」を含む、「あまこ」には「さつきます」を含む。

## 内水面漁業権について

### 1 漁業権の法的性質（漁業法第60条、69条、77条）

- (1) 漁業権とは、知事の免許により、一定の水面において、排他独占的に特定の漁業を営む権利。  
 (2) 漁業権は、物権とみなし、土地に関する規定を準用することから、漁業権者は、妨害排除請求権と妨害予防請求権を有する。

妨害排除請求権：漁業権を侵害された場合に侵害をやめるよう請求する権利

妨害予防請求権：漁業権を侵害された場合に今後侵害しないような措置を講じるよう請求する権利

### 2 内水面漁業権の特質

- (1) 内水面では、第一種共同漁業権と第五種共同漁業権が漁業協同組合（漁協）に免許される。（漁業法第60条、72条）

第一種共同漁業権：藻類・貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業権（漁協組合員が採捕）

第五種共同漁業権：内水面において第一種共同漁業権の水産動植物以外を目的とする漁業権（漁協組合員・遊漁者が採捕）

- (2) 第五種共同漁業権の免許を受けた漁協に漁業権魚種の増殖義務が課せられる。（漁業法第168条）

〔内水面における第五種共同漁業権は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。〕

- (3) 遊漁規則について（漁業法第170条）

第五種共同漁業権の免許を受けた漁協は遊漁規則を定め、遊漁者の採捕を規制することができる。

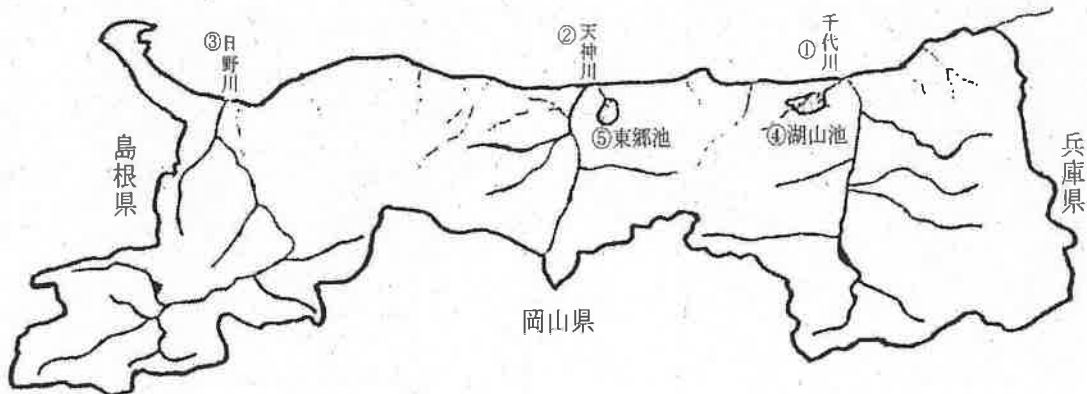
ただし、遊漁規則は知事の認可が必要であり、組合員の採捕を規制する漁業権行使規則に比べて不当に厳しいものとならないよう配慮されなければならない。

【遊漁規則の認可要件】

- 〔・遊漁を不当に制限しないこと。  
 ・遊漁料の額が漁業権魚種の増殖及び漁場の管理に要する額に比して妥当であること。〕

### 3 鳥取県における免許内容（平成25年9月1日から令和5年8月31日まで ※湖山池は平成30年9月1日から）

#### (1) 漁業権区域



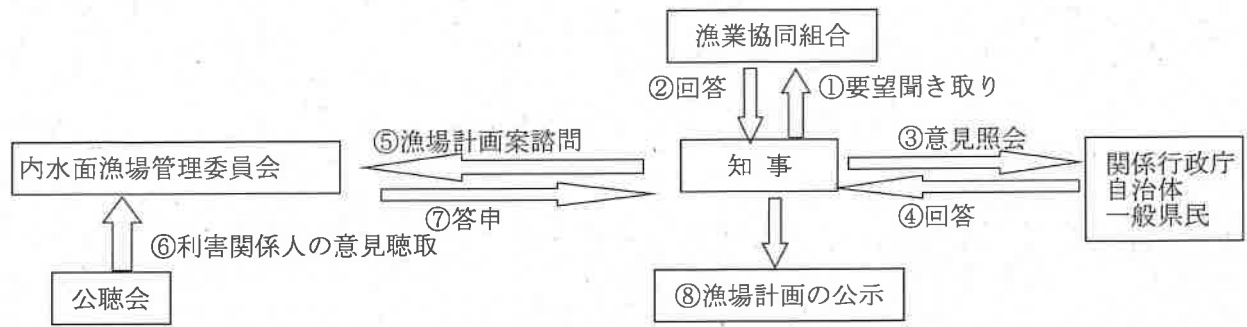
#### (2) 漁業権の内容

河川名等	免許番号	漁業権の種類	漁業の種類（※）	漁業権者（漁協）
①千代川	内共第1号	第5種共同	アユ、コイ、ニジマス、イナ、ヤマメ、アマゴ	千代川漁協
②天神川	内共第2号	第5種共同	アユ、コイ、ニジマス、イナ、ヤマメ、アマゴ	天神川漁協
③日野川	内共第3号	第5種共同	アユ、コイ、ニジマス、イナ、ヤマメ、アマゴ、ウナギ	日野川水系漁協
④湖山池	内共第4号	第1種共同	ジミ	湖山池漁協
		第5種共同	コイ、フナ、ウナギ、カサギ、シラウオ、エビ	
⑤東郷湖	内共第5号	第1種共同	ジミ、ゴカイ	東郷湖漁協
		第5種共同	コイ、フナ、ウナギ、カサギ、シラウオ、エビ、ホラ、スズキ	

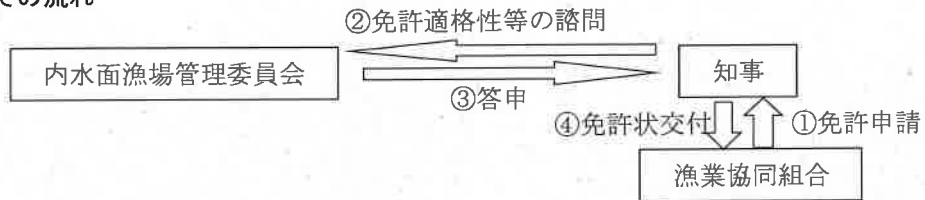
（※）ヤマメにはサクラマスを含む。アマゴにはサツマスを含む。

#### 4 漁業権免許手続きのしくみ

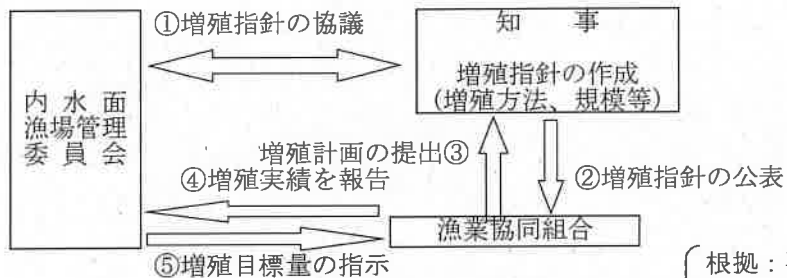
##### (1) 漁場計画樹立までの流れ



##### (2) 漁業権免許までの流れ



#### 5 増殖指針と増殖目標



目標：漁協が計画的に資源の拡大的増殖を行うため、毎年の放流量等を指示

〔根拠：平成4年8月7日付け  
水産庁長官通知(4水振1761号)〕





諮 問

鳥取県内水面漁場管理委員会

千代川漁業協同組合から別添のとおり遊漁規則の変更認可申請書が提出されましたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第4項の規定により諮問します。

令和4年11月29日

鳥取県農林水産部水産振興局長 國米 洋一

（公印省略）



遊漁規則変更認可申請書

令和4年5月9日

鳥取県知事 平井伸治 様

鳥取市河原町長瀬34-5  
千代川漁業協同組合  
代表理事組合長 寺崎 健一



平成25年9月3日鳥取県告示第662号によって公示された内共第1号に係る第5種共同漁業権について、別添のように千代川漁業協同組合内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則を変更したいので、関係書類を添えて認可を申請します。

添付書類

- 変更理由書
- 新旧対照表
- 変更後の遊漁規則
- 総代会議事録の写し

## 遊漁規則変更理由書

- 1 鳥取県漁業調整規則の改正に伴い、鳥取市河原町八日市かんがい用えん堤上下流の禁止区域を撤廃する。
- 2 溪流遊漁者の更なる集客を図るために取り組む溪流魚の増殖や漁場管理に要する経費が増大していることから、溪流魚さお釣り等年券額を現行の 5,500 円から 7,000 円に改定する。

内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則新旧対照表

新 (変更後)		旧 (変更前)	
<p>(禁止区域)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、遊漁を行ってはならない。</p>		<p>(禁止区域)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、遊漁を行ってはならない。</p>	
禁 止 区 域	禁 止 期 間	禁 止 区 域	禁 止 期 間
略	1月1日 から12 月31日 まで	略	1月1日 から12 月31日 まで
八頭郡八頭町安井宿の中国電力株式会社設置の放水路及びその上流堤から上流50メートル、下流100メートルの区域		八頭郡八頭町安井宿の中国電力株式会社設置の放水路及びその上流堤から上流50メートル、下流100メートルの区域	
削除		鳥取市河原町八日市のかんがい用えん堤上流端から上流30メートル、下流50メートルの区域	
略		略	
略		略	
<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。</p> <p>① 略</p> <p>② 平成26年2月1日以降適用</p>		<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。</p> <p>① 略</p> <p>② 平成26年2月1日以降適用</p>	
水産動物 の名称	漁 具 又 は 漁 法 等	期 間	遊 漁 料
略			
やまめ (さくら ますを含 む。)、い わな、あ まご(さ つきます を含む。) 及びにじ ます	さお釣 り等	年間	7,000円
		1日限 り	3,500円
略			
2～4 略			
<p>附則</p> <p>この規則は鳥取県知事の認可のあった日から施行する。ただし、第7条第1項に係る変更は令和5年2月1日から施行する。</p>			

## 千代川漁業協同組合内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は、千代川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第1号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象になっている水産動物（あゆ、やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますを含む。）、にじます及びこいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することにより、承認を受けなければならない。ただし、小学生未満の者、小学校、中学校に在学中の者、県内に住所を有する高校生及び組合の承認を受けた行事に参加する者が第3条第1項に規定する「さお釣り等」により遊漁をする場合はこの限りでない。

2 遊漁料は、第7条第1項、第2項及び第3項に定める額を同条第4項の方法により組合に納付することにより行うものとする。

### (漁具又は漁法等の制限)

第3条 次に掲げる漁具又は漁法等以外の漁具又は漁法等による遊漁は行ってはならない。ただし、やまめ（さくらますを除く。）、いわな、あまご（さつきますを除く。）及びにじますを採捕する場合は、さお釣り、手釣り、やす、徒手採捕及びたも網（以下「さお釣り等」という。）以外の漁具又は漁法等による遊漁は行ってはならない。

- 一、さお釣り
- 二、手釣り
- 三、やす
- 四、徒手採捕
- 五、たも網
- 六、投網
- 七、鶺鴒川
- 八、四つ手網
- 九、川舟

2 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法等による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる統数又は規模の範囲内でなければ行ってはならない。

漁具又は漁法等	統数又は規模
やす	人力以外の動力を使用しないこと。
たも網	網目は5ミリメートル以上とし、網口の最大口径は1メートル以下とすること。
投網	網目は2センチメートル以上とすること。
四つ手網	1人1統とすること。
鶺鴒川	1人1統とし、従事者は6人以内とすること。
川舟	いかり網の長さが50メートル以内の無動力船に限ること。

3 次の表に掲げる区域内（以下「友釣り専用区」という。）においては、6月1日（3、4及び6の区域については6月15日）から8月31日までの期間内は、あゆを対象とする遊漁をさお釣り（友釣り又は毛針釣りに限る。友釣りルアーは除く。）以外の漁法により行ってはならない。

1	鳥取市用瀬町用瀬の用瀬橋下流端から1,700メートル下流の同市同町鷹狩の美成橋上流端までの区域
2	八頭郡八頭町徳丸の金崎鉄橋下流端から300メートル下流の徳丸谷川と八東川との合流点までの区域
3	八頭郡若桜町大字浅井の庄の瀬取水堰下流端から1,500メートル下流の同町大字若桜の権現水路堰上流端までの区域
4	八頭郡智頭町大字南方の南方橋下流端から1,600メートル下流の同町大字智頭の備前橋上流端までの区域
5	鳥取市河原町河原の出合橋下流端から550メートル下流の同市同町袋河原にある国土交通省が設置した袋河原水位流量観測所までの区域
6	鳥取市佐治町加瀬木の入江橋下流端から1,150メートル下流の同市同町加瀬木の加瀬木橋上流端までの区域
7	八頭郡八頭町日田の山崎橋上流700メートルにある山崎頭首工から800メートル下流の同町富枝にある若桜鉄道第3八東川橋梁上流端までの区域

(遊漁期間)

第4条 次に表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。

水産動物の名称	期 間
あ ゆ	6月1日から9月25日まで及び11月1日から翌年1月31日までの間で組合が毎年定めて公表する期間
やまめ、いわな、あまご及びにじます	3月1日から9月30日まで
さくらます	3月1日から5月31日まで
さつきます	3月1日から9月25日まで
こ い	1月1日から5月14日まで及び6月15日から12月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域では、あゆの繁殖保護を図るため中欄に掲げる漁法は右欄の期間禁止する。

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
八頭郡若桜町大字若桜における中国電力株式会社設置の堰堤上流端から上流の区域、同郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び鳥取市用瀬町古用瀬における梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域	第3条第1項に定める漁具又は漁法等の全て。なお、さお釣りに引懸(ゾロ)を含む。	6月1日から同月14日まで
	投網	6月15日から同月30日まで
上記以外の区域(ただし、友釣専用区は第3条第3項の定めによる。)	さお釣(引懸(ゾロ)に限る。)	6月1日から同月14日まで
	投網	6月1日から同月30日まで

八頭郡若桜町大字若桜における中国電力株式会社設置の堰堤上流端から上流の区域、同郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域を除く全域	第3条第1項に定める漁具又は漁法等の全て	11月1日から翌年1月31日まで
---	----------------------	------------------

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、遊漁を行ってはならない。

禁 止 区 域	禁 止 期 間
八頭郡智頭町大字市瀬鳥巢のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流50メートルの区域	1月1日から 12月31日まで
八頭郡智頭町大字市瀬のかんがい用えん堤（関谷堰）上流端から上流10メートル、下流40メートルの区域	
鳥取市用瀬町安蔵のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流60メートルの区域	
八頭郡若桜町大字樋戸前の中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル、下流180メートルの区域	
八頭郡八頭町島の中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流20メートル、下流150メートルの区域	
八頭郡八頭町安井宿の中国電力株式会社設置の放水路及びその上流提から上流50メートル、下流100メートルの区域	
鳥取市河原町曳田字丸山の大井手かんがい用えん堤上流端から上流50メートル、下流100メートルの区域	
鳥取市円通寺の円通寺橋上流端から上流240メートルの地点と上流535メートルの地点の間の区域	4月1日から 6月30日まで
鳥取市河原町片山のかんがい用えん堤上流端から上流50メートル、下流100メートルの区域	
鳥取市源太の鳥取市設置の水管橋下流端から下流1800メートルの区域	9月26日から 11月10日まで
鳥取市秋里の潮止えん堤上流端から上流30メートル、下流50メートルの区域	2月1日から 5月31日まで

(全長制限)

第6条 やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますを含む。）、にじます及びこいについては、全長15センチメートル以下のものは、これを採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

① 平成25年9月1日から平成26年1月31日まで適用

水産動物の名称	漁具又は漁法等	期 間	遊漁料	
あゆ、やまめ(さくらますを含む。)、いwana、あまご(さつきますすを含む。)、にじます及びこい	さお釣り等	年 間	8,000円	
		1日限り	3,000円	
やまめ(さくらますを含む。)、いwana、あまご(さつきますすを含む。)&及びにじます	さお釣り等	年 間	5,000円	
		1日限り	3,000円	
あゆ、さくらます、さつきますす及びこい	投網(さお釣り等を併用する場合を含む。)	年 間	12,000円	
	鵜川	年 間	50,000円	
	四つ手網	1辺の長さが183センチメートル未満	年 間	5,000円
		1辺の長さが183センチメートル以上	年 間	8,000円
	川舟(無動力船1隻によるものに限る。)	年 間	30,000円	

② 平成26年2月1日以降適用

水産動物の名称	漁具又は漁法等	期 間	遊漁料	
あゆ、やまめ(さくらますを含む。)、いwana、あまご(さつきますすを含む。)、にじます及びこい	さお釣り等	年 間	9,000円	
		1日限り	3,500円	
やまめ(さくらますを含む。)、いwana、あまご(さつきますすを含む。)&及びにじます	さお釣り等	年 間	7,000円	
		1日限り	3,500円	
あゆ、さくらます、さつきますす及びこい	投網(さお釣り等を併用する場合を含む。)	年 間	13,500円	
	鵜川	年 間	55,000円	
	四つ手網	1辺の長さが183センチメートル未満	年 間	5,500円
		1辺の長さが183センチメートル以上	年 間	9,000円
	川舟(無動力船1隻によるものに限る。)	年 間	33,000円	



2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者がさお釣り等による遊漁をする場合の遊漁料は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

① 平成25年9月1日から平成26年1月31日まで適用

区 分	遊 漁 料
70歳以上の者（県内に住所を有する者に限る。）	年間 3,000円
身体障害者（身体障害者手帳所持者に限る。）	年間 1,500円

② 平成26年2月1日以降適用

区 分	遊 漁 料
75歳以上の者（県内に住所を有する者に限る。）	年間 3,500円
身体障害者（身体障害者手帳所持者に限る。）	年間 1,700円

3 小学生未満の者、小学校、中学校に在学中の者、県内に住所を有する高校生が、さお釣り等以外の漁具又は漁法で採捕を行う場合は、本条第1項の表に定める漁具又は漁法の遊漁料を納付しなければならない。また本条第2項各号の適用を受けた70歳以上の者又は75歳以上の者（県内に住所を有する者に限る。）及び身体障害者（身体障害者手帳所持者に限る。）が、さお釣り等以外の漁具又は漁法で採捕を行う場合は、本条第2項の表に定める遊漁料と本条第1項の表に定める漁具又は漁法の遊漁料との差額を納付しなければならない。

4 遊漁料は、千代川漁業協同組合事務所（鳥取市河原町長瀬34-5）又は組合が別に公示する取扱所において納付しなければならない。

（遊漁証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次の様式による遊漁証を交付するものとする。

表

裏面の注意書きを讀んで下さい	No. 遊 漁 証		25
	※遊漁証の再発行は理由の如何に係わらず致しません。		
	住 所	市 町 郡 村	
	氏 名		
	生年月日	大・昭・平 年 月 日生	
	遊漁料金	一金 円也	
	有効期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
	交付場所		
	平成 年 月 日		
千代川漁業協同組合長 印			

（注）1 最上段の右欄には発行年度が入る。

2 溪流の遊漁証の場合は、最上段の「遊漁証」の右側に「溪」が入る。

裏

注 意 事 項

1. 本証は漁業の際必ず携帯してください。
2. 本証は本人以外使用することが出来ません。
3. 監視員が、本証の提示を求めたときは、即時差し出して下さい。
4. 当組合遊漁規則及び鳥取県内水面漁業調整規則を守る事。
5. 取扱者印などの無い遊漁証は無効です。

禁止期間（別に禁止区域は期間があります）

- ・いわな、やまめ、 10月1日から2月末日まで  
にじます、あまご
- ・こい 5月15日から6月14日まで

あゆ	智頭・若桜	2月1日から6月14日まで及び9月26日から10月31日まで
	上記以外の地区	9月26日から翌年5月31日まで (※佐治は9月26日から翌年6月14日まで)

- 2 遊漁証は、他人に貸与してはならない。
- 3 遊漁証は、理由を問わず再発行はしないものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁証を携帯し、漁業監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁業監視員の指示に従わなければならない。
  - 3 遊漁者は、鳥取市源太の鳥取市設置の水管橋下流端から下流1,800メートルの区域においては、川底をかくはんしてはならない。

(漁業監視員)

- 第10条 漁業監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができるものとする。
- 2 漁業監視員は、次の様式による漁業監視員証を携帯し、かつ、漁業監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

表

<b>漁 業 監 視 員 証</b>	
氏名 ○ ○ ○ ○	
注 意 事 項	
本証は漁業の際必ず携帯のこと。 本人以外には使用できません。	

裏

<b>組 合 員 之 証</b>	
第 ○○○○ 号	
住 所 :	
氏 名 :	
生年月日 :     年   月   日生	
千代川漁業協同組合 印	

(違反者に対する措置)

- 第11条 組合は、遊漁者が第2条第1項の規定に違反し、組合の承認を得ずに遊漁を行ったときは、第7条第1項及び第2項に定める遊漁料の2倍に相当する額を徴収するものとする。
- 2 組合は、遊漁者がこの規則の第2条第1項以外の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができるものとする。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

附則

- 1 この規則は、鳥取県知事の認可のあった日から施行する。ただし、第3条第3項の3の区域に係る変更は平成27年2月1日から施行する。
- 2 この規則は、鳥取県知事の認可のあった日から施行する。ただし、第3条第3項の4の区域に係る変更は平成28年2月1日から施行する。
- 3 この規則は、鳥取県知事の認可のあった日から施行する。ただし、第3条第3項の1の区域に係る変更は平成30年2月1日から施行する。
- 4 この規則は、鳥取県知事の認可のあった日の翌日以降最初に到来する2月1日から施行する。
- 5 この規則は、鳥取県知事の認可のあった日から施行する。ただし、第3条第3項の区域に係る変更は平成32年2月1日から施行する。
- 6 この規則は鳥取県知事の認可のあった日から施行する。ただし、第7条第1項に係る変更は令和5年2月1日から施行する。

## 千代川漁業協同組合内共第1号第5種共同漁業権 遊漁規則の変更の認可について

### 1 今回の変更内容

#### ① 禁止区域の撤廃

鳥取県漁業調整規則の改正にあわせ、鳥取市河原町八日市のかんがい用えん堤上流端から上流30メートル、下流50メートルの区域を禁止区域から撤廃する。

#### ② 遊漁料の変更

千代川漁業協同組合では、近年増加傾向にある溪流遊漁者の更なる集客を図るため、ホームページの刷新、遊漁証のネット販売導入、キャッチ&リリース区間の設定、やまめ成魚放流量の増加、外来魚の駆除等に取り組んでいる。これらにより、溪流魚の増殖や漁場管理に要する経費が増大していることから、溪流魚さお釣り等年券額を5,500円から7,000円に改訂する。

### 2 実施時期

令和5年2月1日から施行する。

### 3 委員会に諮問をする根拠

#### ・漁業法第170条第3項

遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

#### ・漁業法第170条第4項

第1項又は第3項の認可の申請があったときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見を聞かなければならない。

### (参考)認可に係る審査基準

#### ・漁業法第170条第5項

要件	適否(禁止区域の撤廃)	適否(遊漁料の変更)
遊漁を不当に制限するものでないこと。	○ (禁止区域の撤廃のため不当な制限にはあたらない)	—
遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。	—	○ (増殖及び漁場管理に要する費用の算定が妥当に行われており、漁場を利用する組合員の負担額と遊漁料との間における当該費用の配分が実質的に公平である)

#### ・水産業協同組合法第49条

事項	要件	事実	適否
議会の議決	出席者の議決権の過半数以上	出席者98名のうち過半数以上の賛成	○

(参考) 総代の人数 100名

## 禁止区域の撤廃について

### 1. 今回の変更内容

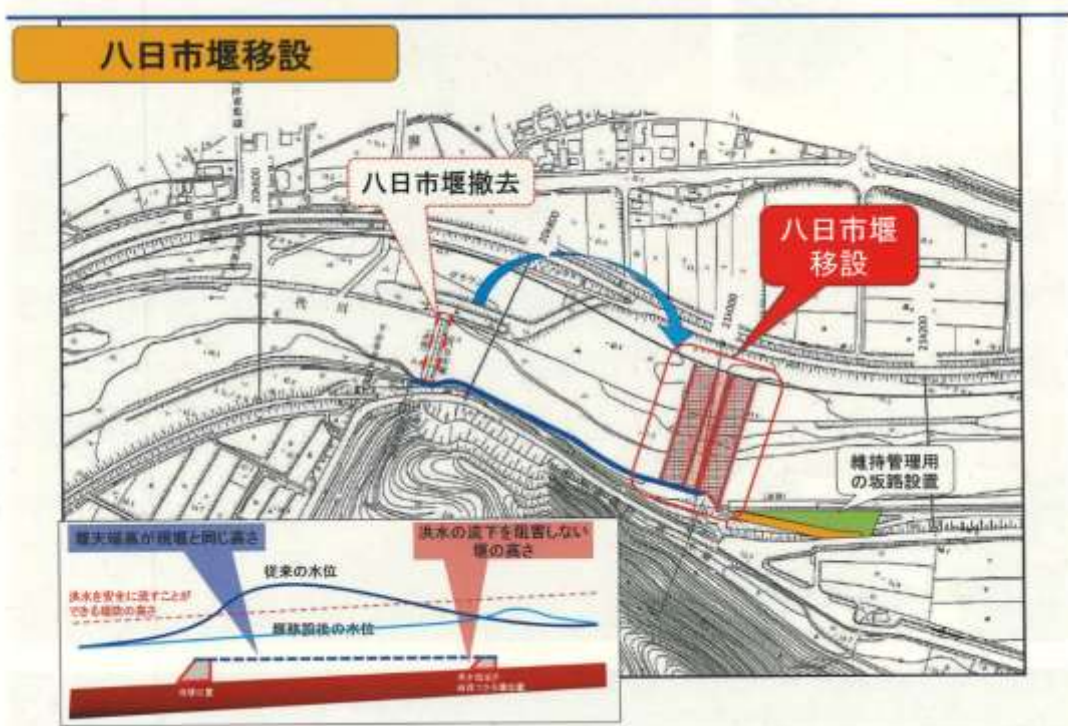
鳥取県漁業調整規則の改正にあわせ、鳥取市河原町八日市のかんがい用えん堤（以下「八日市堰」という。）上流端から上流30メートル、下流50メートルの禁止区域を撤廃する。

### 2. 鳥取県漁業調整規則の改正について

- ・八日市堰は、構造上の問題からあゆ等の水産動物が滞留しやすいため、昭和40年9月に鳥取県内水面漁業調整規則（以下、内水面規則という。）を制定した当初から水産動植物の採捕禁止区域として規定していた。
- ・平成29年1月から12月にかけて、八日市地区の洪水対策整備事業として八日市堰を撤去し、200m上流に新八日市堰を設置する工事が実施された。
- ・このため、内水面規則で規定していた構造物がなくなり、採捕禁止とする理由がなくなったため、令和2年12月の規則改正の際に、当該禁止区域を撤廃したものの。

なお、千代川の水産資源の保護培養のため、移設された八日市堰周辺に採捕禁止区域を設定するかどうかについては、国土交通省が令和2年度に実施した新八日市堰周辺における水産動物の遡上状況の調査結果で影響がない旨を確認し、採捕禁止区域としないこととした。

### 【八日市堰移設図】



# 溪流遊漁料金の改定について

千代川漁協

## 1 溪流遊漁料改定理由

当組合は、アユ資源が不漁な中においても河川の魅力を向上させ、近年増加傾向にある溪流遊漁者の更なる集客を図るため、①組合ホームページの刷新、②溪流遊漁証のネット販売導入、③ルアー・フライ釣りのニーズが高いキャッチアンドリリース区間の設定、④やまめ成魚放流量の増加、⑤漁場環境維持を目的とした積極的な外来魚駆除の実施（令和4年度は電気ショッカーによる資源調査での採捕に加え、遊漁者にも採捕に協力いただくブラウントラウトイベントの開催等）などに取り組んでいる。

これらにより、溪流魚の増殖や漁場管理に要する経費が増大していることから、溪流遊漁料について、現行の5,500円から7,000円への引き上げ改定を行いたい。

## 2 溪流遊漁料の算定（令和4年度事業経費見込みを元に算定）

### 【溪流魚放流と漁場管理に必要な経費】

- ・溪流種苗代金 8,774,374円（R4計画事業費）
- ・漁場監視費 1,280,000円（R4計画事業費）
- ・漁場環境維持費（外来魚駆除） 323,574円（R4計画事業費）
- ・キャッチアンドリリース専用区維持費 20,000円（※1）

※1 R4看板新設補修費200,000円を漁業権期間の10年で各年に伸ばした金額

合計 10,397,948円 ⇒ 10,398千円…①

⇒ 遊漁者負担分：①×遊漁者負担割合86%（※）＝8,942千円 …②

※ 溪流魚放流と漁場管理に必要な経費については、組合員の一部も溪流魚を採捕していることから、溪流遊漁者数を全溪流魚採捕者数（溪流遊漁者数と溪流魚採捕組合員数の合計）で除した割合を遊漁者負担分とした。

溪流遊漁者数（R2-R3平均）：1,440人…③

全溪流魚採捕者数（R2-R3平均）：1,682人（溪流遊漁者数1,440人、溪流魚採捕組合員数242人）

⇒ 1,440 ÷ 1,682 = 86%

※ なお、アユの年券遊漁証を購入している遊漁者も溪流魚を採捕できるが、ほとんどの方はアユ釣りが主体のため、計算からは除外した。

### 【遊漁者のための直接経費】

- ・遊漁証ホルダー・遊漁証印刷 205,689円（R4計画事業費）
- ・遊漁証ネット販売年間維持費 100,000円（見積り）
- ・遊漁証取扱手数料 504,000円（改定後遊漁料と溪流遊漁者数③で算定）
- ・川マップ作成費 127,050円（R4計画事業費）
- ・HP刷新費、維持費 132,304円（※2）

※2 HP刷新費用299,750円を漁業権期間の10年で各年に伸ばした金額と年間HP保守料153,780円の合計額をR2～R3の遊漁者割合（遊漁者数/遊漁者+組合員）に遊漁者における溪流遊漁者の割合を乗じて算出。

(29,975+153,780) × { (1,713÷2,123) × (1,440÷1,625) } = 183,755円 × 72% = 132,304円

合計 1,069,043円 ⇒ 1,069千円…④

【合計 ②+④】 10,011千円…⑤

### 【溪流遊漁料】

⇒ 溪流遊漁者一人当たりの負担額：⑤÷③＝10,011千円÷1,440人＝6,952円 ⇒ 7,000円

組合員、遊漁者数の推移											
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R2-3平均	
遊漁者数	溪流年券	1,174	1,223	1,259	1,184	1,150	1,194	1,325	1,417	1,462	1,440
	鮎年券	836	612	406	357	280	198	159	172	199	
	日券	362	146	98	142	94	57	107	72	103	
組合員	698	659	626	575	535	482	457	426	395		
(内、溪流魚採捕組合員)								254	229	242	
【溪流魚採捕者計】								1,671	1,691	1,682	